

【パソコンサービスおよびポータルサービスによる不正送金被害に関する補償規約 新旧対比表】

| 旧 (赤文字部分が変更箇所) | 新 (赤文字部分が変更箇所) |
|--|--|
| <p>第1条 補償の対象取引及び条件</p> <p>1. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>① パソコンサービスにおけるお客さま（同サービスにおけるサービス管理者および利用者を含みます）の「契約番号」「利用者 ID (サービス管理者用)」「利用者 ID (利用者用)」「ログインパスワード (サービス管理者用)」「ログインパスワード (利用者用)」「取引実行パスワード (サービス管理者用)」「取引実行パスワード (利用者用)」「電子証明書」および「秘密鍵」</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(1) お客さま情報の詐取または盗取に気づいてからすみやかに、お客さまから当行法人専用デスクに対しその旨の通知が行われたこと。</p> <p>(2)(3) (略)</p> | <p>第1条 補償の対象取引および条件</p> <p>1. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>① パソコンサービスにおけるお客さま（同サービスにおけるマスターユーザ、管理者ユーザおよび一般ユーザを含みます）の「代表口座情報」「マスターID」「ログインID」「ログインパスワード」「確認用パスワード」「ソフトウェアトークン」および「ワンタイムパスワード」</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「振込取引」とは、当行所定の振込規約（法人・団体に定める「振込」「総合振込」および「給与・賞与振込」にかかる取引をいいます。</p> <p>2. (略)</p> <p>(1) お客さま情報（お客さま情報が記載または記録された各種媒体やネットワーク端末その他の機器を含む）の詐取または盗取に気づいてからすみやかに、お客さまから当行法人専用デスクに対しその旨の通知が行われたこと。</p> <p>(2)(3) (略)</p> |
| <p>第2条 補償の金額等</p> <p>前条第2項の請求がなされた場合、当行は当行への前条第2項第1号の通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明された場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする)前の日以降になされた不正送金にかかる損害の額に相当する金額(以下「補償対象額」という)を、年間（不正送金が発生した日（当日を含む）から1年間を意味する）で1,000万円を限度として（なお、お客さまが当行に複数の普通預金口座を開設している場合であっても、各お客さま単位で年間1,000万円を限度とする）、補償するものとします。ただし、当該不正送金が行われたことについて、当行が善意無過失であり、かつ、お客さまが、お客さま情報を詐取もしくは盗取された時点または当該不正送金が行われた時点のいずれかの時点以前に、次の各号のいずれかに該当していたことを当行が認めた場合には、当行は補償対象額を減額するものとします。</p> | <p>第2条 補償の金額等</p> <p>1. 前条第2項の請求がなされた場合、当行は当行への前条第2項第1号の通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明された場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする)前の日以降になされた不正送金にかかる損害の額に相当する金額(以下「補償対象額」という)を、年間（不正送金が発生した日（当日を含む）から1年間を意味する）で1,000万円を限度として（なお、お客さまが当行に複数の普通預金口座を開設している場合であっても、各お客さま単位で年間1,000万円を限度とする）、補償するものとします。ただし、当該不正送金が行われたことについて、当行が善意無過失であり、かつ、お客さまが、お客さま情報を詐取もしくは盗取された時点または当該不正送金が行われた時点のいずれかの時点以前に、次の各号のいずれかに該当し</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(1) (略)</p> <p>(2) パソコンサービスに使用するパソコンおよびポータルサービスに使用するネットワーク端末(以下総称して「パソコン等」という)に関し、基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していないこと。</p> <p>(3) パソコン等にインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を使用していること。</p> <p>(4)(5) (略)</p> <p>(6) パソコンサービスにおいて当行が指定した正規の手順以外での電子証明書を利用していること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 前条および前項の規定は、前条第 2 項第 1 号の通知が、お客さま情報を詐取または盗取された日(詐取または盗取された日が明らかでない場合は、不正送金が最初に行われた日をいう)から、2 年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> | <p>ていたことを当行が認めた場合には、当行は補償対象額を減額するものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) パソコンサービスに使用するネットワーク端末およびポータルサービスに使用するネットワーク端末(以下総称して「パソコン等」という)に関し、基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していないこと。</p> <p>(3) パソコン等にインストールされている各種ソフトウェア (ワ ンタイムパスワードアプリを含む) で、メーカーのサポート 期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を使用し ていること。</p> <p>(4)(5) (略)</p> <p>(6) パソコンサービスにおいて当行が指定した正規の手順以外でのソフトウェアトークンを利用していること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2. 前条第 2 項および前項の規定は、前条第 2 項第 1 号の通知が、お客さま情報を詐取または盗取された日(詐取または盗取された日が明らかでない場合は、不正送金が最初に行われた日をいう)から、2 年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>この改正規約は、2022 年 12 月 11 日から適用します。</p> <p>1. この改正規約は、2022 年 12 月 11 日から適用します。</p> <p>2. 前項にかかわらず、以下の各号のお客さまについては、以下の各号に定める時期からこの改正規約を適用します。</p> <p>(1) 2022 年 12 月 10 日以前に普通預金口座開設の申込みを行ったお客さま (以下「既存顧客」という) のうち同年 12 月 22 日から 2023 年 1 月 31 日までの間にパソコンサービスの利用開始登録を完了したお客さま 利用開始登録日</p> <p>(2) 前号以外の既存顧客 2023 年 2 月 1 日</p> |
|--|--|